

第Ⅰ章 人権教育をめぐる状況

人権保障への取組は、これまで国際的に様々な形でなされてきたにもかかわらず、世界各地では人種差別や地域紛争に伴う顕著な人権侵害、難民の発生など、依然として人権に関する深刻な問題があります。日本においても、女性、子どもたち、高齢者、障害のある人たち、同和問題、外国籍の人たち、HIV感染者等の人たち、ハンセン病元患者の人たち、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人たち、刑を終えて出所した人たち、また、北朝鮮当局による拉致被害者など人権に関する様々な問題が存在しています。

1 国連及び国の動向

(1) 国連の取組

1948年（昭和23年）に、国際連合（以下「国連」という。）において「世界人権宣言」が採択されました。その前文の中では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である…」と述べられています。

また、その第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しています。これ以降、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（両者合わせて「国際人権規約」という。）や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」など多くの人権に関する条約が採択されるとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年が定められ、人権が尊重される世界の実現をめざした取組が進められてきました。

このような国連の人権に対する取組は次第に強化され、1994年（平成6年）に開催された国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。

さらに、2004年（平成16年）に開催された国連総会において、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画第1フェーズ」に取り組むことが決議されました。この計画は、初等中等教育をテーマとしたもので、2010年（平成22年）からは、主に高等教育をテーマとした「人権教育のための世界計画第2フェーズ」に、2015年（平成27年）からは、以前の2つ

のフェーズの実施を強化し、メディア専門家とジャーナリストへの人権研修をテーマとした「人権教育のための世界計画第3フェーズ」に、そして2020年（令和2年）からは、青少年のための人権教育をテーマとした「人権教育のための世界計画第4フェーズ」に取り組んでいます。

このように、人権教育は国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

（2）国の取組

我が国は国際社会の一員として、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など人権に関する多くの条約を締結してきました。「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成7年には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。

平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかになりました。この法律に基づき、平成14年には、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、重要課題である「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者やハンセン病患者等」をめぐる様々な人権問題における取組が記されていますが、平成23年には、さらに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わりました。

学校教育に関しては、文部科学省において、平成15年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が設置され、人権についての理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身に付けることをめざして人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行いました。そして、平成16年には、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということを分かりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示しました。

また、平成18年には、指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を示した〔第二次とりまとめ〕を公表し、平成20年には、〔第二次とりまとめ〕が示した理論の理解を深めるため、具体的な実践例等の資料を収集・掲載した、〔第三次のとりまとめ〕（「指導等の在り方編」と「実践編」の二編）を公表しました。

2 群馬県の取組

県教育委員会では、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定しました。この基本方針のもと、平成16年1月に「群馬県人権教育推進計画(学校教育・社会教育)」を策定し、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び推進体制等について、総合的かつ計画的な推進を行ってきました。

そして、平成19年3月に、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の方向性を示した「群馬県人権教育充実指針」を策定するとともに、平成22年には「人権教育の取組の充実について(通知)」を発出し、学校及び関係機関等における具体的な取組について示しました。

平成24年3月には、人権重要課題11項目に対して、小学校及び中学校、高等学校における学習指導要領との関連を示した「人権教育推進資料」を作成し、授業で取り組むべき内容を明らかにしました。

また、群馬県においては、平成12年に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざし、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。

さらに、平成17年3月には、その成果と課題を踏まえ、「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定しました。その後、令和6年3月には社会情勢の変化等を踏まえ「第2次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、人権重要課題11項目を14項目へと改めました。

この基本計画には、重要課題として盛り込んだ14項目の各人権課題における現状と課題、施策の方向性が示されています。また、人権を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるよう、家庭や地域社会、学校、企業・団体等における人権教育・啓発の現状と課題、今後の取組なども示されています。

基本計画の進捗状況等については、毎年、人権問題にかかわる有識者や学識経験者を委員とした「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」を開催し、この懇談会を通じた意見の把握と情報公開に努め、県民の意見を反映した人権教育・啓発の推進に努めています。